

公募型企画提案の公告

貸付事業に関わる未収金回収業務について、次のとおり公募型企画提案の参加者を募集しますので、公告します。

令和7年12月22日

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会
会長 山下 真

1 公募型企画提案に付する事項

(1) 業務名

貸付事業に関わる未収金回収業務

(2) 業務目的及び内容

奈良県社会福祉協議会(以下、「本会」とする。)が実施する貸付事業の貸付金のうち、債務者が督促に応じないなど、回収が困難となっている債権の回収を弁護士法人や弁護士事務所に委託することにより、効果的な債権管理及び未収金残高の縮減を図り、債務者対応の公平性を確保することを目的とする。

詳細は「貸付事業に関わる未収金回収業務委託仕様書」による。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

44,800,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 公募型企画提案に参加する者に必要な資格

(1) 企画提案を提出する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 弁護士法(昭和24年法律第205号)第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること
- ② 過去5年間に都道府県社会福祉協議会からの債権回収業務受託実績があること
- ③ 万が一の個人情報漏えいに備え、個人情報に対応する個人情報漏えい保険に加入する
- ④ 本業務を遂行する能力及び安定的かつ健全な財務能力を有すること
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと
 - a. 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下

同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

b.暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

c.役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

d.役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

e.役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

f.本契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記 a から e のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

g.本契約に係る下請契約等に当たって、上記 a から e のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記 f に該当する場合を除く。)において、本会が契約の相手方に対して下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

h.本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本会に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

3 公募型企画提案の手續等

(1) 公募型企画提案参加申込書等の提出先及び問い合わせ先

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 生活支援課
所在地 〒634-0061 奈良県橿原市大久保町320-11
奈良県社会福祉総合センター 1階
電話 0744-29-0100

(2) 公募型企画提案説明書等の交付方法

(1)に示す場所において交付する。

交付期間は公告日から令和8年2月10日(火)正午まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。なお、「本会ホームページ」上にも掲載。

4 企画提案参加申込書の提出方法及び期限

(1) 提出方法

郵送又は持参のいずれかで、様式1「参加申込書」及び様式2「事業者の概要」を3(1)「提出先及び問い合わせ先」まで提出すること

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

の受付とする。郵送する場合は、電話により郵送した旨の連絡をするとともに、提出書類が配達された日時及び時刻が証明できる方法によること。

なお、いかなる事情であっても期限を過ぎた書類は受け付けない。また、提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、書面により通知すること。

(2) 提出期限

令和8年1月30日(金)午後5時まで(必着)

5 企画提案にかかる質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和8年1月16日(金)午後5時まで(必着)

(2) 質問方法

質問票(様式4)により3(1)「提出先及び問い合わせ先」に電子メール又はFAXにより提出すること。

※送信後、電話により送信した旨を連絡すること。電話、来訪等による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、質問者の氏名等をふせて、令和8年1月23日(金)までに「本会ホームページ」上にて公開する。なお、個別には回答しない。

6 企画提案書の提出書類及び期限

企画提案に参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出すること。

(1) 企画提案書類

下記について、9部(正本1部、副本8部)を提出すること。

ただし、副本については提案事業者名が判別できる記載や用紙の使用を行わないこと。

① 企画提案書(様式3)

②【弁護士のみ】弁護士の資格を有することが確認できる書類

③【弁護士法人のみ】登記事項全部証明書

④個人情報漏洩保険証書の写し

(2) 提出期限

令和8年2月10日(火)午後5時まで(必着)

7 最優秀提案者の選定方法

提出のあった企画提案書等について、貸付事業に関わる未収金回収業務委託者選定委員会(以下「委員会」という。)の審査により最優秀提案者を選定する。

8 企画提案等に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) 審査の結果、選定した最優秀提案者を受託事業者として、「社会福祉法人奈良県社会福祉協議会経理規程」に基づき、双方協議のうえ、随意契約による委託契約の締結を行う。

なお、審査の結果を踏まえ、提案内容の変更を求めることがある。

ただし、委員会で選定した者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者と同様の手続きを行う場合がある。

(2) 第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託事業者が行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。

(3) 契約書については、受託事業者と選定された者に対して、別途作成・提示する。

(4) 契約締結後であっても、企画提案書などの提出書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合、受託事業者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し委託事業者を変更することがある。

(5) その他、詳細は貸付事業に関わる未収金回収業務委託公募型プロポーザル募集要項等による。